

公安委員会	警察法の一部を改正する法律案	平成31年1月24日
説明資料No. 1	について	長官官房

1 趣旨

近年、複雑困難かつ長期の対応を要する大規模災害が続発していることに加え、今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模行事も控える中、厳しいテロ情勢を背景に警備実施が複雑困難化していること等に鑑み、警察庁の組織を改正するため、警察法（昭和29年法律第162号）の規定を改正するもの。

2 概要

(1) 警備運用部の設置

警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定める（第19条及び第24条）。

(2) 中国管区警察局及び四国管区警察局の統合等

中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする（第30条及び第31条の2）。

(3) その他

警察庁長官官房の所掌事務に、所管行政に係る統計に関する事務の総括に関することを追加する。

3 施行期日

平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>特定複合観光施設区域整備法 施行令案に対する意見の募集について</p>	<p>平成31年1月24日 刑事局 生活安全局</p>
<p>1 概要 平成30年7月に公布された特定複合観光施設区域整備法（以下「整備法」という。）の施行に向け、下位法令の整備を行うに当たり、意見公募手続を行うもの（内閣官房において実施）。</p> <p>2 特定複合観光施設区域整備法施行令案中の警察庁関係部分 カジノ管理委員会への届出を義務付ける「現金取引報告(CTR)」として、チップの交付等又は金銭の両替等であって、取引の金額が100万円超のものを規定。</p> <p>3 警察庁所管政令の改正 以下の警察庁所管政令を特定複合観光施設区域整備法施行令案の附則により改正する。</p> <p>(1) 犯罪収益移転防止法施行令の改正 取引時確認等の義務が課される「特定取引」として、次のものを規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ口座の開設を内容とする契約の締結(第7条第1項第4号イ) ・ 特定資金貸付契約の締結（同号ロ） ・ 30万円超のチップ交付等取引（同号ハ） ・ カジノ口座への金銭の受入れ（同号ニ） ・ カジノ口座からの金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替であって、取引の金額が30万円超のもの(同号ホ) ・ 30万円超のカジノ行為関連景品類の提供(同号ヘ) <p>(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正 猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を追加。</p> <p>(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正 インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を追加。</p> <p>4 今後の予定 意見公募手続：平成31年2月上旬から30日間 施行：当庁所管政令の改正部分については整備法の施行の日</p>		

公安委員会 説明資料No. 3	第8回「命の大切さを学ぶ教室全国作文 コンクール」表彰式の開催について	平成31年1月24日 長官官房
--------------------	----------------------------------------	--------------------

1 全国作文コンクール開催の趣旨

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」のための施策の一環として、中学・高校生を対象に行っている「命の大切さを学ぶ教室」の効果を高めるために開催しているもの。

全国からの応募作品の中で特に優秀であると認められた作品を国家公安委員会委員長賞等として表彰。

2 表彰式次第等

(1) 日時、会場

平成31年2月2日（土） 午後2時から
ホテルグランドヒル市ヶ谷

(2) 主催等

ア 主催者
警察庁

イ 後援

内閣府、文部科学省、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、
公益財団法人犯罪被害救援基金

(3) 来賓

国家公安委員会委員長、文部科学大臣、後援団体代表者等

(4) プログラム概要

- 祝辞
- 表彰状授与
- 優秀作品の朗読
- 審査委員講評

公安委員会	高速道路における100km/hを超える	平成31年1月24日
説明資料No. 4	規制速度の試行について	交通 局

1 規制速度110km/hの試行区間

新東名高速道路 新静岡 I C～森掛川 I C（平成29年11月1日～）

東北自動車道 花巻南 I C～盛岡南 I C（平成29年12月1日～）

2 交通実態の変化

実勢速度は新東名高速道路の上下線、死傷事故率は新東名高速道路の下り線で上昇したが、他の区間では上昇は見られなかった。

【実勢速度、死傷事故件数及び死傷事故率の試行開始前後比較（試行区間）】

路線名	上下別	試行開始前1年間			試行開始後1年間			増 減		
		実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件)	死傷事故率 (件/億台キロ)	実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件)	死傷事故率 (件/億台キロ)	実勢速度 (km/h)	死傷事故件数 (件/年)	死傷事故率 (件/億台キロ)
新東名高速道路	上り	122.4	11	3.3	123.9	4	1.2	1.5	-7	-2.1
	下り	122.6	3	1.3	122.9	4	1.8	0.3	1	0.5
東北自動車道	上り	112.0	1	0.8	110.7	1	0.8	-1.3	0	0.0
	下り	114.2	3	2.8	113.6	1	0.8	-0.6	-2	-2.0

- ・ 危険認知速度が140km/hを超える死傷事故の発生はなし
- ・ 速度差30km/h以上の死傷事故は減少（7件→2件）
- ・ 一方当事者が大型貨物自動車の死傷事故件数は増減なし（2件→2件）

3 利用者アンケート調査（試行区間通過後のSAで実施）

- ・ 約9割が試行があったことを認識している。
- ・ 約8割が速度差への不安を感じていない。
- ・ 約3分の2が規制速度引上げの他路線・区間への拡大を要望している。

4 規制速度120km/hの試行

- ・ 今回の試行で一定の安全レベルを確保できたため、平成31年3月1日から現試行区間の規制速度を120km/hに引き上げる試行を行う。

静岡・岩手県公安委員会の決裁を経て公表する予定（1月31日）。

- ・ これに伴う交通事故実態や実勢速度の変化等を分析した上で、他路線・区間への拡大を検討する。